再送達上申書

令和　　年　　月　　日

東京地方裁判所民事第２１部 御中

債権者 印

債　権　者

債　務　者

第三債務者

　　上記当事者間の御庁令和　　年（　）第　　　　号債権差押命令申立事件について、

債務者に対する債権差押命令の送達が不送達となっているので、日曜日又は休日指定の

郵便で、債務者住所にあてて再送達を実施されたく上申する。